

## 社会福祉法人ふくよか福祉会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくよか福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等の会議等への出席報酬)

第2条 役員等が、会議に出席したときは、別表1に定める報酬（出席報酬）を支給する。

2 役員（施設長を除く。）等が法人及び施設運営に関する研修及び講習会等への出席報酬は、前項による。

### (役員等の業務報酬)

第3条 役員（施設長を除く。）等が会議出席等以外の日において、理事長の命及び理事会の委任により法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める業務報酬を支払うことができる。

### (監事の監査業務報酬)

第4条 監事が定款第19条の規定に基づき監査業務を行った場合の報酬は、別表3に定める監査業務の報酬を支給する。

### (報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬のうち、第2条第1項に定める会議への出席報酬及び第4条に定める監査業務報酬は、職務執行の当日に支給する。

2 第2条第2項に定める研修会等への出席報酬並びに第3条定める業務報酬は、職務執行の属する月の翌月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日）に支給する。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (重複支払いの禁止)

第7条 役員等が、会議等の日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第3条の報酬は、支払わないものとする。

(出張旅費)

第8条 役員等が法人業務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費等）を別途支給することができる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第1号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(変更)

第10条 この規程の制定及び変更は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、評議員会の決議の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、評議員会の決議の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、評議員会の決議の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1 出席報酬

役員等	日額
評議員及び評議員選任解任委員（職員は、除く。）	4,000円
理事及び監事	4,000円
苦情対応第三者委員	4,000円

※（注）車賃は、路程1km当たり30円を支給する。ただし、役員等の居住地から会議等の開催地までの距離が2km以内は支給しない。

別表第2 業務報酬

(1) 理事長 時給2,500円但し、日額10,000円以内

(2) その他役員等

役員等	日額
評議員及び評議員選任解任委員（職員は、除く。）	5,000円
理事（施設長を除く。）	5,000円
監事（監査業務以外）	5,000円
苦情対応第三者委員	5,000円

※（注）車賃は、路程1km当たり30円を支給する。ただし、役員等の居住地から会議等の開催地までの距離が2km以内は支給しない。

別表第3 監査業務報酬

日額 8,000円

※（注）車賃は、路程1km当たり30円を支給する。ただし、役員等の居住地から会議等の開催地までの距離が2km以内は支給しない。